

山形マスターズ陸上競技連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形マスターズ陸上競技連盟（以下「本連盟」という）規約第3条に基づき、表彰を行うため必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 本連盟は、次条次項のいずれかに該当すると認められた本連盟の会員を表彰する。但し感謝状は本連盟の会員とは限らない。

(表彰の種別及び内容)

第3条 表彰の種別及び内容は次のとおりとする。

(1) 殊勲賞

ア 日本マスターズ陸上競技選手権大会優勝者（混成、競歩、マラソン、重量五種大会も含む）

イ アジアマスターズ陸上競技選手権大会優勝者

ウ 世界マスターズ陸上競技選手権大会1位～3位入賞者

(2) 記録賞

ア 世界記録を樹立した者

イ 日本記録を樹立した者

(3) 勲功賞

ア 本連盟において、特に著しい勲功（競技成績等）をあげた者

イ 長期にわたり活躍した優秀選手

(4) 功労賞

ア 本連盟の普及振興に多大の業績を挙げ、その功績の顕著なる者

(5) 感謝状

ア 連盟の普及振興に、物心両面にわたり尽力のあった者

(受賞の回数)

第4条 受賞の回数は、勲功賞、功労賞、感謝状は1回を原則とする。

2 殊勲賞、記録賞の表彰は、重賞することができる。

(表彰者の決定と表彰方法)

第5条 本連盟の理事会において、表彰者を選考し決定する。

2 表彰は、原則的に本連盟の総会において行う。

付 則

1. この規程は、平成9年4月1日より施行する。

2. 山形マスターズ陸上競技連盟受賞規程（平成6年4月9日）は、廃止する。

3. この規程は、平成19年4月1日に遡って施行する。